

臨時運行許可に関する事務取扱要領

この要領は、船橋市自動車臨時運行の許可に関する規則に基づき、臨時運行許可業務の円滑な処理の確保を目的とする。

1. 臨時運行許可申請

(1) 申請書及び提示書面等

臨時運行の許可を受けようとする者は、必要事項を記載した申請書を提出するとともに、審査に必要な次の書面を提示する。

① 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

② 自動車を確認するための書面（写し可）

- ・自動車検査証（登録されている自動車）
- ・限定自動車検査証
- ・登録識別情報等通知書（一時抹消登録証明書）（登録を抹消した自動車）
- ・自動車検査証返納証明書（検査証を返納した検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車）
- ・完成検査終了証・排出ガス検査終（修）了証（登録されていない車両・新車）
- ・自動車通関証明書・輸入車特別取扱自動車届出済書（輸入車）
- ・製作（製造）証明書（登録されていない車両）
- ・その他自動車の同一性を確認できる書面（メーカー発行の譲渡証明書、登録事項等証明書、車台番号の拓本又は写真等）

③ 申請者（法人の場合は番号標受領者）が本人であることを確認するための提示書面

- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・在留カード
- ・健康保険証 等

※ いずれも有効期間内のものに限る。

(2) 申請書の記載要領

申請書は次の項目についてボールペン等で明瞭に記載する。

① 申請年月日

原則として運行の期間の初日とする。ただし、早朝からの使用等、当日では運行の時間に間に合わない場合は、前日（前日が休日の場合は前々日）の申請とする。

② 申請者

イ 申請者が個人の場合

住民登録をしている住所及び氏名を正確に記載する。

ロ 申請者が法人の場合

法人登記してある所在地、名称、代表者の職氏名、番号標受領者の住所及び氏名を記載する。

③ 車名

車名は、自動車検査証等の車名欄に記載してある正式車名（トヨタ、ホンダ等）を記載する。

④ 形状

形状は、箱型、バン、キャブオーバー等自動車検査証等に記載されているとおりに記載する。

⑤ 車台番号

自動車の車台（フレーム）に打刻されている車台番号（自動車検査証、登録識別情報等通知書等の車台番号欄に記載されている）を正確に記載する。

⑥ 運行の目的

自動車を回送する目的を具体的に記載する。

⑦ 運行の経路

運行の目的を達成するために必要とする運行経路について、発地、主要経過地及び着地の市町村名等を具体的に記載する。

※ 必ず船橋市を発着地又は経由地とすること（通り抜けは不可）。

⑧ 運行の期間

運行の期間は、5日間を限度とし、運行の目的を達成できる必要最小日数とする。

2. 申請書の審査等

臨時運行の許可は、自動車の検査登録制度上必要となる自動車の回送について、必要最小限の範囲において認めることとする特例的措置である。従って、検査に合格しないような自動車（法で定める保安基準に適合しない自動車）や検査登録手続き、自動車関係諸税及び車庫規制等の義務を免れようとする目的のための許可申請は、認めることはできない。

(1) 確認事項

① 申請者の確認

申請者が本人であることを本人確認書類（1. (1) ③参照）により確認する。申請者が法人の場合は、番号標受領者が本人であることを本人確認書類により確認する。

なお、申請者は、許可を受けて運行しようとする者であり、必ずしも当該自動車の所有者でなくてよい。

② 自動車の確認

申請書に記載された自動車と運行しようとする自動車が同一であることを自動車検査証等により確認するとともに、当該自動車が許可対象自動車であることを確認する。

③ 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書の確認

提示された自動車損害賠償責任保険（共済）証明書により、車台番号、保険期間、保険料収納済印、保険会社名、保険証番号等を確認する。

なお、保険契約の終期は、保険期間の最終日の午前12時（正午）までであることから最終日は許可できないことになる。

(2) 審査事項

① 申請書の記載内容

前記「1. (2)申請書の記載要領」に従った正確な記載がなされているか審査する。

② 運行の目的

運行の目的が臨時運行許可制度の趣旨に合致し、かつ真実性を有すると認められるかどうかを運行の経路及び運行の期間等と合わせて審査する。

イ 試運転

- ・ 試運転（自動車の乗り心地等を確認するための試乗は含まない）
- ・ 試運転に伴う回送（試運転を行うテストコース等への回送）

ロ 検査・登録等のために行う回送

- ・ 新規登録
未登録自動車の登録を受けるためのもので、目的地は陸運支局等となる。
- ・ 新規検査
未登録自動車の検査を受けるためのもので、目的地は陸運支局等となる。
- ・ 継続検査
自動車検査証の有効期間の満了後に検査を受ける場合は対象となる。目的地は陸運支局等となる。
- ・ 予備検査
使用者が未定のため登録は行えないが取りあえず検査だけを受けるというもので、当日は登録されないため運行の経路は陸運支局等との往復となる。

ハ 検査・登録を受けることを前提とする回送

検査・登録を受けることを前提とする次の回送については、その他特に必要があ

る場合と認められるので、許可することができる。

- ・ 自動車登録番号標の変更（遺失・盗難）、番号標再交付、再封印
- ・ 整備、修理、架装、改造、検査、検定、審査等
- ・ 購入した自動車の引取り
- ・ 輸入自動車の通関手続き

二 自動車の販売を業とする者が行う回送

商品自動車の販売に係る次の回送については、その他特に必要がある場合と認められる。

- ・ 商品自動車の仕入れ
- ・ 販売した自動車の納車
- ・ 下取り車の引取り
- ・ 商品自動車の展示
- ・ 顧客への提示
- ・ 商品自動車の整備等

ホ 製作（架装）を業とする者が行う回送

- ・ 架装業者への委託又は架装車両の受入れ
- ・ 完成車の納車又は保管

へ その他

- ・ 廃棄処分のための回送
- ・ 自動車の輸出に伴う回送
- ・ その他特に必要があると認められる場合

③ 運行の経路

運行の目的を達成するために必要な経路であるかどうか審査する。

④ 運行の期間

運行の目的、経路等から判断して、必要最小日数となっているかを審査する。

⑤ その他の必要事項

同一自動車による反復継続した臨時運行許可申請があった場合には、前回の申請との関連を調査し、その目的が許可基準に適合するかどうか慎重に審査する。

3. 臨時運行の許可

申請が許可基準に適合していると認められた場合は許可を行い、臨時運行許可証の交付と臨時運行許可番号標の貸与の手続きをとる。

(1) 許可証の作成

許可証は、「許可」をしたことの証明であり、自動車を運行しようとする者にとっては、運行要件の一つとなる重要な公文書である。従って、申請に基づく許可事項及び内容を正しく記載し、許可証を作成する。

① 番号標番号

貸与する番号標を決定し、記載する。貸与する番号標は、組（2枚）もの、1枚もの等の区分があるため、その申請に係る自動車に対応するものとする。2枚一組のうち1枚を貸与しているときは、残りの1枚は使用できない。

② 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

個人の場合は、氏名及び住所、法人の場合は、名称及び所在地を正確に記載する。

③ 有効期間

有効期間は、運行の目的、経路等を勘案して、必要最小限の日数とする。申請どおり許可しない場合は、行政不服申立ての対象ともなりうるので、なるべく申請者の同意を得たうえで、期間の訂正をする。

④ 許可証の訂正

許可証の記載事項を訂正した場合は、訂正箇所に公印を押印するか、欄外に訂正字数を記載のうえ押印する方法で処理する。

(2) 許可証の交付及び番号標の貸与

申請者に許可証の交付及び番号標の貸与を行うときは、許可を受けた者に対して、次の遵守事項を説明し、安全で秩序ある臨時運行が行われるよう指導する。

また、確実に返納させるため返納日を確認する。

なお、許可手数料は、750円とする。（船橋市手数料条例別表第1標準事務9）

<遵守事項>

- ・ 臨時運行が終了したときは、許可証及び番号標を速やかに（5日以内）返納すること。
- ・ 番号標の使用は1回限りのもので、許可を受けた自動車、目的、経路及び期間以外には

使用できないこと。

- 番号標は、許可を受けた自動車の見やすい位置に、脱落しないように取り付けて表示すること。
- 許可証は、自動車の運行中、ダッシュボードなど前面の見やすい位置に表示すること。
- 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書を携帯すること。
- 許可証及び番号標を紛失及び盗難のないように管理すること。
- 万一、許可証及び番号標を紛失した場合は、直ちに所轄の警察署に届出をすること。その後市にも亡失届を提出すること。

(3) 許可証及び番号標の回収

許可証及び番号標は、期間経過後 5 日以内に返納しなければならないため、期間終了後速やかに返納するよう指導する。

① 返納の督促

返納期限の 5 日を経過しても許可証及び番号標の返納がないときは、電話による督促、文書による督促のほか、直接の訪問による回収などで行う。

② 許可の取消し及び番号標の亡失に係る手続き

イ 許可の取消し

詐欺その他不正な手段により許可を受け、又は不正に使用したことを発見したときは、直ちに許可を取消し、許可を受けた者にその旨を通知し、許可証及び番号標を回収する。

ロ 許可証の亡失

許可証の交付を受けた者が、その許可証を亡失したときは、亡失届を提出させる。

ハ 番号標の亡失

番号標の貸与を受けた者が、その番号標を亡失したときは、亡失した地域を管轄する警察署に遺失物の届出をし、その後市に亡失届を提出させる。このとき、弁償金は 1, 834 円（2 枚分）とする。

③ 番号標の無効告示

イ 番号標の無効告示をするときは、次のとおりとする。

- 亡失のため警察署に遺失物の届出をした後、30 日を経過しても発見できないもの。

- ・ 許可を受けた者が行方不明等のため回収不可能となり、許可後6ヶ月を経過したもの。
 - ・ 無効告示の手続きを行おうとするときは、確認後速やかに行うものとする。
- ロ 無効告示に記載する内容は、告示日及び理由とする。また、告示内容を船橋警察署、船橋東警察署、習志野検査登録事務所に通知する。

(4) 申請書等の処理、保存及び台帳の記載、整理

① 申請書等の処理、保存

- イ 申請書は、許可番号順に編てつする。
- ロ 返納された許可証は、申請書の裏面に貼付する。
- ハ 臨時運行許可番号標台帳は、継続して使用する。
- ニ 申請書の保存期間は、3年とする。(船橋市文書管理規則)
<保存簿冊>
- ・ 自動車臨時運行許可申請書綴
 - ・ 自動車臨時運行許可報告書綴

② 台帳の記載、整理

臨時運行許可台帳は電子ファイルにより作成し、許可をしたとき、又は許可証及び番号標の返納があったときは、許可台帳に次の要領で記載する。また、毎年度4月に前年度における許可件数及び年度末における番号標の保有組数を習志野検査登録事務所に報告する際には、許可台帳を紙媒体に出力し、確認の上、自動車臨時運行許可報告書綴に保管する。

- イ 許可したときは、許可番号、許可年月日、許可番号標番号、許可を受けた者の氏名又は名称、車台番号、運行の目的及び有効期間を記載する。
- ロ 許可証及び番号標の返納があったときは、返納年月日を記載する。
- ハ 許可証及び番号標が紛失等により返納されないときは、備考欄にその旨を記載する。
- ニ 許可証及び番号標が返納されないため督促したときは、備考欄にその年月日及び方法を記載する。

③ 研究・情報収集

関係法令等の研究・情報収集を行い、的確な業務の遂行に努めるとともに、許可処

分に当たり疑義等が生じたときは、習志野自動車検査登録事務所に照会すること。

④ 陸運支局等への報告

4月には、前年度における許可件数及び年度末における番号標の保有組数を習志野自動車検査登録事務所長に報告すること。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。